

平成 31 年度

「工芸品原材料確保事業」

工芸品原材料確保事業実施業務

企画提案応募要領

平成 31 年 4 月

沖縄県商工労働部ものづくり振興課

## 「工芸品原材料確保事業」

### 企画提案応募要領

沖縄県では、工芸原材料の安定供給を目指すため、「工芸品原材料確保事業」に係る業務委託に向けた事業企画を公募します。事業受託を希望される方は、次の要領に従って企画提案書等を提出してください。

#### 1. 業務名

「工芸品原材料確保事業」

#### 2. 事業の目的

本県の伝統工芸品に使用される県産原材料は、染織物においては、琉球藍などの天然染料や芭蕉糸・芋麻糸といった天然繊維があり、また陶器の原土、漆器の木地となる木材など多種多様であるが、その現状は、天然資源の減少や供給業者の高齢化、製造現場での曖昧な工程管理などにより、量や品質を含めた供給体制が不安定な状況にある。

特に、芭蕉糸や芋麻糸、琉球藍の場合は、繊維（染料）植物の栽培（畑仕事）、収穫から採織（染料抽出）工程までの技術者の確保が緊急な課題であり、原材料供給技術者の後継者育成は必要なものであり、本県工芸産業を振興するためにも、原材料の安定供給システムの確立は不可欠である。

本事業では、本県伝統工芸産地事業協同組合及び工芸原材料生産者を対象に、原材料確保（芭蕉糸及び芋麻糸、琉球藍）における安定供給ノウハウを確立するために、①原材料植物の品種改良や肥培管理の検討、②栽培農家及び採織技術者の確保に向けた人材育成、③琉球藍染料の基となる泥藍の品質改善、④調査研究で得た情報・知識の普及・啓蒙を行うことで、原材料の安定的な供給体制を図ることを目的とする。

#### 3. 業務委託期間

契約締結の日から平成 32 年(2020 年)3 月 31 日まで

※事業全体としては、平成 31 年度(2019 年度)から平成 33 年度(2021 年度)の 3 年間で予定しているが、委託契約は単年度ごとの契約とする。

#### 4. 委託業務内容

詳細は「企画提案仕様書」参照のこと。

- (1) 原材料確保に関する糸芭蕉、芋麻、琉球藍の肥培管理及び良質原材料の開発に関すること。
- (2) 原材料の栽培及び生産技術者の人材育成に関すること。
- (3) 良質な原材料の安定確保・供給体制確立に関すること。
- (4) 芭蕉糸及び芋麻糸の採織技術者養成研修や泥藍製造技術講習会等の開催に関すること。
- (5) その他、県内外工芸産地等の先進地調査等。

#### 5. 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(注)地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有すること。
- (4) 「喜如嘉の芭蕉布」、「宮古・八重山上布」、「琉球藍」の振興に関する理解及び把握に努めること。
- (5) 県内に主たる事業所を有すること。
- (6) 今回の委託業務を実施するため、選任の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。
- (7) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
  - ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
  - ② 共同企業体を構成する全ての事業者が、上記応募資格(1)及び(2)の要件を満たす者であること。
  - ③ 共同企業体を代表する事業者は、上記応募資格(3)の要件を満たす者であること。
  - ④ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格(4)～(6)の要件を満たす者であること。
  - ⑤ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
  - ⑥ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。
- (9) 1提案者(共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体)につき、提案は1件であること。

## 6. 応募の手続き

### (1) 公募要領等の配布:沖縄県公式ホームページへの掲載

- ① 掲載期間:平成31年4月4日(木)から平成31年4月26日(金) 17:00まで
- ② 掲載場所:沖縄県公式WEBサイト「公募・入札」または「ものづくり振興課」サイト

### (2) 応募に係る質問

企画提案仕様書等に関して疑義がある場合には、質問書【様式10】を記入し、電子メールにより提出すること。

- ① 受付期限:平成31年4月15日(月)12:00(厳守)
- ② 提出場所:沖縄県商工労働部ものづくり振興課 工芸・ファッション産業班

電子メールアドレス [aa055301@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa055301@pref.okinawa.lg.jp)

※質問は開封確認付メールに添付して提出して下さい。

### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は随時、ものづくり振興課ホームページへ掲載。

掲載URL <http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/shoko/index.html>

※最終回答は、平成31年4月15日(月)17:00までに行います。

### (4) 企画提案書及び応募書類等の提出

応募書類等の提出は、次により持参又は郵送により提出してください。但し、郵送の場合は到着確認が

可能な手段をとるものとし、提出期限内に到着するように送付してください。

- ① 提出期限:平成31年4月26日(金) 17:00(必着)
- ② 提出場所:沖縄県商工労働部ものづくり振興課 工芸・ファッション産業班  
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階  
電話番号 098-866-2337 FAX番号 098-866-2447
- ③ 提出書類:7に定める書類のうち[様式9]、[様式10]を除いたもの

## 7. 提出書類等

以下にあげる様式のうち【様式1】から【様式 8】までを 10 部提出する。ただし、(1)、(4)及び(8)については正本に1部添付し、残部に複写を添付するものとし、(11)の①から④については1部提出すること。

(1) 企画提案応募申請書…【様式1】

(2) 企画提案書……【様式2】

※A4 版縦置き・横書きを基本に、必要に応じA4 版横置・横書を可とする。その場合は【様式2】と明記してください。

(3) 会社概要表……【様式3】

(4) 積算書……【様式4】 ※積算内訳を添付

(5) 業務の年間スケジュール……【様式5】

※本様式以外の様式での作成も可とする。その場合は、【様式5】と明記してください。

(6) 委託業務の執行体制……【様式6】

(7) 専任担当者の略歴……【様式7】

(8) 実績書……【様式 8】

(9) 申請受理票……【様式9】

(10) 質問書……【様式10】 ※メールにて送付のこと。

(11) その他提案に関する資料

- ① 定款又は寄附行為(法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの)
- ② 直近2事業年度の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)又はこれに類する書類
- ③ 法人の場合は、直近2年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類。  
個人事業主の場合は、直近2年間の個人事業税について滞納がないことを証明する書類。
- ④ 共同企業体の場合は、協定書を添付。

※ 共同企業体の場合は、(3)、(7)、(8)、(11)の①～③について、共同企業体の構成員ごとに提出すること。

## 8. 見積に関する要件

(1) 提案にあたっては、総額23,431千円(消費税8%込み)を上限として見積もること。なお、この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

(2) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記すること。

(3) この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

(4) 本事業の対象とする経費は、事業の遂行に必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、以下の内容に基づき作成し、提出すること。なお、各積算費目の単価と内訳を記載するものとする。

経費項目	内容
I. 人件費	<p>事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費</p> <p>[参考] 沖縄県見積基準日額</p> <p>統括担当者(49,900円)、専門員A(36,600円)、専門員B(25,100円)</p> <p>統括担当者:複数の高度な業務に精通し、統括を行う。また、先例の少ない特殊な業務を担当</p> <p>専門員A:一般的な業務を複数担当し、高度な業務も担当できる</p> <p>専門員B:上司の指導のもとに基礎的資料を作成等、一般的な業務を担当</p>
II. 事業費	
①旅費	事業を行うために必要な出張に係る経費(県内調整、県外先進地調査等旅費)
②使用料	事業を行うために必要な作業場、会議、講演会等に要する経費(会場借料、機材借料等)
③謝金	事業を行うために必要な謝金(技術指導講師及び外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等)
④借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
⑤消耗品費	事業を行うために必要な物品(一年以上継続して使用できるものを除く)で、当該事業のみで使用されることが確認できるものの購入に要する経費
⑥外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費(請負契約)
⑦印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
⑧補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員(アルバイト等)に係る経費
⑨その他諸経費	<p>事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの</p> <p>例) ー 通信運搬費(郵便料、運送代、通信・電話料等)</p> <p>ー 翻訳通訳、速記費用</p>
III. 再委託費	県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる(委任又は準委任する)ために必要な経費
IV. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費。

※再委託費と外注費の合計は、原則として総経費の 1/2 を超えないようにすること。

再委託費・外注費にかかる注意事項については、「企画提案仕様書」を参照のこと。

※一般管理費については応募者規定による積算方法も可能とするが、その場合は内訳を説明すること。内訳を説明しがたい場合は、以下の計算式により算出した額を上限とする。

(I. 人件費 + II. 事業費) × 10/100 [小数点以下切り捨て]

(5) 直接経費として計上できない経費

ア 建物等施設に関する経費

- イ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等  
(机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等)
- ウ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- エ その他事業に関係のない経費

## 9. 委託事業者の選定

### (1) 審査方法

受託事業者の決定については、一次審査として提出された上記7の書類に基づき、5の応募資格を満たしているかの書類審査を行った上で、沖縄県商工労働部内に設置する企画提案評価委員会において二次審査(プレゼンテーション審査)を行い選定する。なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには一切応じない。

### (2) 主な評価項目(予定)

二次審査においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

- ① 業務に関する専門的知見及び実績
- ② 提案内容(課題分析の妥当性、実施提案内容の有効性)
- ③ 業務の実施体制(実施体制の適切性、効率性)
- ④ 積算内容(積算の適切性、効率性)

### (3) 二次審査(プレゼンテーション審査:予定)

- ① 日時:平成31年(2019年)5月8日(水)10:00～(2時間程度)
- ② 場所:沖縄県庁14階 商工労働部会議室
- ③ 内容:提出書類に基づき説明を行う

※プレゼンテーションの時間については、後日連絡する。

### (4) 結果の通知

審査結果は県より電子メールで通知し、追って書面にて通知する。

## 10. 委託契約について

委託契約については、原則として評価委員会における第一位入選者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約する。

## 11. スケジュール

- 平成31年(2019年)4月5日(金) 公募開始
- 平成31年(2019年)4月26日(金) 企画提案書の提出期限(17:00)
- 平成31年(2019年)5月8日(水) 審査委員会による審査、委託先の決定

## 12. その他の注意点

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 期限までに提出のあった企画提案書等について、後日ヒアリングを行うことがある。
- (3) 提出書類の作成及びヒアリングへの出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。

- (4) 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- (5) 委託予定業者の選定にあたっては、企画提案された内容を総合評価し決定するため、個別事業の実施については、県と委託予定業者間で協議のうえ、是正し実施することとする。よって、企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (6) 契約手続きに関する費用は、受託する事業者の負担とする。
- (7) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項<sup>(※)</sup>の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (8) 事業終了時には、証憑を検査し実際に要した額を確定した後、実際に支出した額を契約額の範囲内で支払う。
- (9) その他詳細は、「業務委託仕様書」による。

(※) 契約保証金について（抜粋）

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第167条の5及び地方自治法施行令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

### 13. 問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階

沖縄県商工労働部ものづくり振興課 工芸・ファッション産業班 担当: 宜保

電話番号 098-866-2337 / FAX番号 098-866-2447